

議案第 8 号

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
について

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第35号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成29年 3 月 2 日 提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

提案理由

国及び県の取扱いに準じて、非常勤職員の育児休業について定めるものである。

おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条
例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引
き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子
をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日までに、その任期
（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了す
ること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない
非常勤職員

(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養
育する子の1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該
子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた
日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とさ
れた日）において育児休業をしている職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をして
いる非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該
任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用
されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用
される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする
もの

第2条の2中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親
のうち養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁
組里親」に、「同条第2項」を「同条第1号」に改める。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日
- (2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「配偶者育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合を除く。)当該子が1歳2箇月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)
- (3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が

異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が1歳6箇月に達する日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において配偶者育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

第3条中「第2条第1項」の次に「ただし書」を加え、同条に次の2号を加える。

(7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第19条中「育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加え

る。

(1) 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第20条第1項中「勤務時間」の次に「(非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。以下同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)」を加え、同条第2項中「(昭和22年法律第49号)」を削り、「職員」の次に「(非常勤職員を除く。)」を加え、「越えない」を「超えない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条第1項の育児時間を承認されている場合にあつては、当該5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で)行うものとする。

第21条に次の1項を加える。

2 部分休業をしている非常勤職員の給与については、前項の規定の適用を受ける職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。